

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	20	担当課	薬務衛生課
法令名	麻薬及び向精神薬取締法	根拠条項	58の16-2	不利益処分の種類	診療報酬の支払いの差止め	
<p>○麻薬及び向精神薬取締法</p> <p style="text-align: right;">(昭和二十八年三月十七日) (法律第十四号)</p> <p>(報告等)</p> <p>第五十八条の十六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、麻薬中毒者医療施設の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、麻薬中毒者医療施設の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、麻薬中毒者医療施設の管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。</p> <p>2 麻薬中毒者医療施設の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該麻薬中毒者医療施設に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。</p>						